

感染症等に対応したこま武蔵台自治会ガイドライン 武蔵台自治会運営ガイドラインの詳細

こま武蔵台自治会

感染症等に対応したこま武蔵台自治会ガイドライン

今後、地域において感染症(リンク)がわからない患者数が継続的に増加し、地域が全国に拡大すれば爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねません。

武蔵台地区の状況に応じた、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」が重要です。

そこで、武蔵台自治会は率先して感染症等にいち早く取組み、感染症対策に万全を尽くすため、「感染症等に対応したこま武蔵台自治会ガイドライン」を作成しました。

1 保険管理等

(1) 感染症対策について

① 基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえて、以下のような取組みを行なう。

② 感染源を絶つこと

- ・ 次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられるときは、自治会館の入館を禁止する。
- ・ 感染経路を絶つことには、入館前に手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・ 事務室やトイレまた特に多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

（キッチンハイター 500mlペットボトルの蓋にハイターを注ぎ、それを本体に入れ、水で薄めて消毒液として使用可能。）

③ 抵抗力を高めること 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるように注意する。

④ 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示したこれまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・ **換気の悪い密閉空間であった**
- ・ **多くの人が密集していた**
- ・ **近距離での会話や発声が行われた**

という3つの条件が重なった場である。こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要である（図参照）

専門家会議が3月19日に示した提言2では、この「『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ・ 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ・ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

など、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。



(2) 換気の徹底

事務室、会議室等のこまめな換気を実施すること(可能であれば2方向の窓を同時に開けること)その際、服装等による温度調節にも配慮すること。

(3) 近距離での会話の際のマスクの使用等

自治会館の人の密度を下げることに限界があり、催し物や会議等で近距離での会話等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするようにする。

(4) 自治会館入館について

役員またはその他自治会館を利用する人の感染が判明した場合または感染者の濃厚接触者に特定された場合には、自治会館の利用を禁止する。なお、後者の場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

(注) 重症化のリスクが高い方について **糖尿病、心不全、呼吸器疾患 (COPD等) の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方**では、新型コロナウイルス感染症が**重症化**しやすいとされています。

(出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A (医療機関・検査機関の方向け)

(令和2年3月11日版)」の、「問19 基礎疾患のある患者について、診療を行う上での留意点がありますか?」) の回答から抜粋)

武蔵台自治会運営ガイドラインの詳細

1.こま武蔵台自治会長の対応

(1) 第1規制

- ① 感染症等が発生し政府より「非常事態宣言」が発令されたときまたは地方自治体の長が「外出自粛要請・施設等の使用自粛要請等」があった場合、自治会役員または会員の生命財産を最優先に守るため、**宣言または要請等の指示が解除されてから14日間経過するまで**、自治会活動、事務局および各会議、専門委員会活動等の**中止**を通告し**第1規制を発令**する。
- ② 個別配布および個別回収等は原則中止の指示を行ない、日高市長に対し個別訪問および個別訪問等に関する書類等の配布中止依頼を要請する。

(2) 第2規制

- ① 自治会活動は原則中止する。ただし、自治会館事務局は縮小にて行なう。
- ② 感染症等を防止するため、自治会館を利用するものは原則マスクおよびアルコールまたは除菌剤を用意し、手洗いの励行を行なうよう指示するとともに、館内の消毒を実施する旨を指示する。
- ③ 役員等から感染症等が発生した場合、直ちに自治会館を封鎖し、感染者および濃厚接触者は医療機関に検査を受ける旨を通告し、関係各所に通報しなければならない。また、専門業者へ直ちに殺菌等を依頼し除菌した後でなければ、自治会館の立入りすることができない。直ちに、第1規制を再度発令する。
- ④ **本人および家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等には、原則、自治会館の入室および会議等は自粛する旨を通告する。**
- ⑤ 移送サービス事業の運行については、医療関係および生活必需品等の購入以外は原則受付を中止するよう通告するとともに運転者および利用者の生命財産の安全を最優先にするため、感染等の予防を徹底するように運行安全管理者に指示する。

2.第2規制時の運営方法

(1) 事務局運営

- ① 事務室内は、原則3名以下とし、その他は一階会議室を利用すること。
- ② 事務室内は、必ず消毒液を利用して消毒すること。
- ④ 自治会館に入室する場合、自宅で必ず検温を実施し、万が一、体温が37.5度以上あるときは、自治会館の入室を原則14日間禁止する。
- ⑤ 手洗い等を行ってから、事務所または会議室を使用すること。
- ⑥ **本人および家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等は、原則、一階会議室を利用すること。**
- ⑦ 国または監督官庁から外出自粛または外出禁止等の命令または要請があった場合、更なる運営の縮小を行なうこと。

(2) 会議方法および参画方法

- ① 席の間隔が2m以上確保できない人数での会議は原則行なわないこと。
- ② 原則、マスク着用で行なうこと。
- ③ 会議の際は、二か所以上窓を開けること。
- ④ 開館への入館時は必ず自宅等で検温を実施すること。(体温が37.5度以下)
- ⑤ アルコール消毒または手洗い等を行ってから、事務所または会議室を使用すること。
- ⑥ **本人および家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等の会議の参画は原則禁止。**
- ⑦ 国または監督官庁から外出自粛または外出禁止等の命令または要請があった場合、会議を延期する。

(3) 各専門部

- ① 席の間隔が2m以上確保できない人数での会議は原則行なわないこと。
- ② 原則、マスク着用で行なうこと。
- ③ 会議の際は、二か所以上窓を開けること。
- ④ 自治会館に入室する場合、自宅で必ず検温を実施し、万が一、体温が37.5度以上あるときは、会議を欠席し、原則、自治会館の入室を14日間禁止する。
- ⑤ 手洗い等を行ってから、事務所または会議室を使用すること。
- ⑥ **本人ならびに家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等の会議の参画は原則禁止。**
- ⑦ 国または監督官庁から外出自粛または外出禁止等の命令または要請があった場合、会議を延期する。

(4) 地区長、副地区長、班長

- ① 原則、回覧は月一回とし、人との接触は最小限とすること。
- ② 各家庭に訪問することは原則行なわないこと。
※ポスティングによる対応
- ③ 班長会議は原則行なわないこと。
- ④ 回覧板は、その都度、除菌し回覧すること。
※除菌方法は、ペットボトルのキャップにハイター等を入れ、その後、本体に注ぎ、水で薄めて使用する方やアルコール除菌剤を使用して除菌する方法等を行なう。
- ⑤ 地区内に対し緊急事項が発生した場合は、事務局に報告すること。

(5) 定例役員会

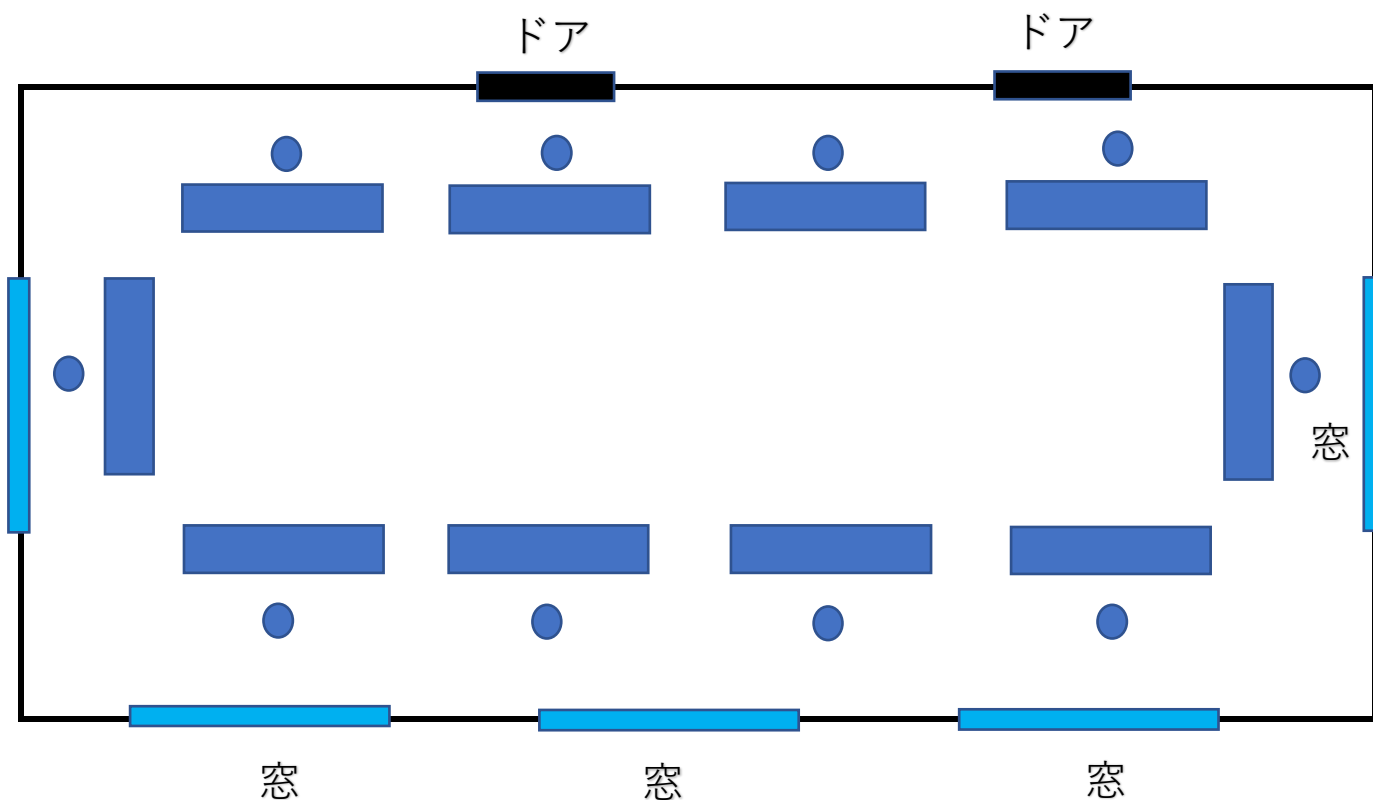
- ① 原則、三役員、各部長、各地区長(計16名)で行ない、副部長および事務局員は委任状で対応。
ただし、**本人および家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等の会議の参画は原則禁止。**
- ② 昼間の会議での対応を行なう。
- ③ その他必要と思われるもの。

(6) 各専門部長

- ① 各専門部長は、定例役員会の内容を副部長に文書または電子メールで通告する。
- ② 必要に応じ、少人数で会議を開催する。なお、**本人ならびに家族に糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析の受診者、免疫抑制剤、抗がん剤等を用いている方等の会議の参画は原則禁止。**
- ③ 会議した内容を議事録を作成し事務局に提出する。
- ④ その他必要と思われるもの。

3.第2規制時の会議方法

(1) 会議配置につきのとおりとする。



(2) 会議開催時の方法

- ① 会議の開催人数は、10名以内とし2m以上の間隔を空けるのが望ましい。
- ② 使用する10分前には窓等を全開扉し、会議中も窓等を開扉して換気に努める。
- ③ 会議前に除菌剤等を使用して消毒する。
- ④ 会議中は、原則マスクの着用、飲料水等で水分を補給しまたは飴等により気管のうるおいを保つ。
- ⑤ 会議終了後、除菌剤等で掃除をする。
- ⑥ 必ず自治会館を出館する前に手洗いうがいを励行する。
- ⑦ その他必要と思われるもの。

3.その他

- (1) 今後更なる厳しい事態も予想されるため、その都度、会員に対しては掲示板およびホームページ等により情報提供を行ない、役員に対しては文書配信または電子メールにて送信を行なう。
- (2) 定められていない事象等が発生した場合、自治会長にその都度確認する。
- (3) その他必要と認められる事項。

※このガイドラインはあくまでも目安を定めたものである。